平成２１年（フ）第１６７１号
堺市北区大豆塚町２丁２番地　コーポ三鈴102号、住民票上の住所堺市西区鶴田町４番27―101号
破産者　進栄こと　永木　広明
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘３丁目18番３号　グリーンハイツ羽曳が丘102号室、前住所大阪府羽曳野市野々上４丁目３番27号
破産者　竹田　佳子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
大阪府藤井寺市小山３丁目244番地の１
破産者　矢倉　宏一
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
大阪市平野区長吉出戸７丁目９番７―404号
破産者　谷川原　實
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
神戸市中央区中山手通２丁目４番15―803号
破産者　東郷　佳久
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６６号
神戸市東灘区本庄町２丁目４番29―102号、開始決定時の住所神戸市東灘区本庄町３丁目３番30号
破産者　畑野　喜幸
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２４号
兵庫県芦屋市高浜町５丁目　芦屋浜高層高浜団地１号棟451号室、開始決定時の住所兵庫県芦屋市松浜町３番６号　クララハイム松浜Ａ―102
破産者　夜野　敏夫
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７９号
兵庫県西宮市松園町１番32号
破産者　丸興設備建設こと川口進こと　金　相九
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４２号
兵庫県西宮市高須町２―１　28号棟406号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園町６番６―405号
破産者　植木　義子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４３号
兵庫県西宮市高須町２―１　28号棟406号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園町６番６―405号
破産者　植木　俊光
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９４号
兵庫県尼崎市今福１丁目３番２―205号、前住所兵庫県西宮市越水町２番11―305号
破産者　前野　由佳
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県尼崎市道意町５丁目27番地208号
破産者　許　　平安
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目31番21号
破産者　伊東　文里
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市松原町７番25―304号
破産者　山田　育男
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２号
岡山県笠岡市大島中6256番地２
破産者　西　　和則
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
愛媛県松山市道後北代10番33号
破産者　石丸　靖雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
愛媛県松山市道後北代10番33号
破産者　石丸　正子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目５番６―603号
破産者　西嶋　清泰
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係